指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護巨峰　重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
山梨県指定　第１９７２２００２０６号

当施設は、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供いたします。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。わかりにくいことがあれば遠慮なく質問して下さい。

※当施設の利用は、原則として要介護認定審査の結果「要支援」「要介護」と認定された方が、対象となります。なお、要介護認定を受けずに、利用になる場合には、利用後、速やかに介護認定を受けていただきます。

１．施設経営法人

(1) 法人名　　社会福祉法人　慶千会
(2) 法人所在地　　山梨県甲州市勝沼町休息 1300-1
(3) 電話番号　　0553－44－6500
　ＦＡＸ　　0535－44－6501
(4) 代表者氏名　　理事長　髙野　剛
(5) 設立年月日　　平成 26 年 1 月 31 日

２．ご利用施設

(1) 施設の種類
○指定併設型短期入所生活介護事業
　平成２６年１２月１７日指定　山梨県１９７２２００２０６号
○指定併設型介護予防短期入所生活介護事業
　平成２６年１２月１７日指定　山梨県１９７２２００２０６号
［当事業所では、次の事業もあわせて実施しています］
○特別養護老人ホームぶどう畑（指定介護老人福祉施設）
○通所介護・介護予防通所介護　甲斐路

(2) 施設の利用条件・目的
○利用条件　･･･　介護を必要とされる方（要支援以上と認定された方）
○目　的　･･･　家族の病気・冠婚葬祭・出張等の理由で、自宅での介護ができない場合、あるいは利用者または家族の身体及び、精神的な負担軽減を図ることを目的とする施設です。

○運営方針
1. 本事業において提供する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術を持って、サービスを提供する。
5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護計画および介護予防短期入所生活介護計画を作成する。
7. 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、

利用者又はその家族に対して詳細を説明し、同意を得た上で、当該計画を利用者に交付するものとする。

(3) 施設の名称　　指定併設型短期入所生活介護事業所巨峰
　　指定併設型介護予防短期入所生活介護事業所巨峰
(4) 施設の所在地　　山梨県甲州市勝沼町休息 1300-1
(5) 電話番号　　0553－44－6500
(6) 管理者　　氏名　　小倉　良二
(7) 利用定員　　１０名
(8) 利用日　　年中無休
(9) 受付

受付時間	原則として、月～金曜日　９：００～１７：００ 但し、祝祭日、１２月２９日～1 月３日は除く。 （緊急の場合であれば、上記の時間以外でも対応します。）
受付方法	電話　０５５３－４４－６５００

○　予約に関しましては、利用の３箇月前より受付いたします。

３．施設利用対象者

(1) 当施設を利用できるのは、原則として介護保険制度における介護認定の結果、「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。また利用開始時において「要支援」「要介護」を受けておられる利用者であっても、将来「要支援」「要介護」認定者でなくなった場合には、利用は中止していただくことになります。
(2) 利用契約の締結前に、事業所から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出お願いしています。契約者は、これに協力していただけるようお願いします。

４．居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

ユニットの設備	室数	備考
居室（1 人部屋）	10 室	ナースコール・エアコン・洗面台・タンス等完備
共同生活室	1 室	食堂・リビング・機能回復訓練スペース
台所	1 室	キッチン完備（車椅子対応）
浴槽	1 室	個室外（２ユニット共有）

ユニット外の設備	室数	備考
浴室	2 室	特殊浴槽（機械浴等）
交流スペース	1 室	キッチン完備
入居者交流スペース	1 室	
医務室	1 室	

☆ 上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型短期入所生活介護事業所（予防含む）に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、居室利用に対しての居住費はいただきますが、その他利用者に負担いただく費用はありません。
☆ 居室の決定方法:利用者の要望や、身体状況、空き居室の状況等を踏まえた上で、居室を決定いたします。

☆ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更していただく場合もあります。

☆ 居室に関する特記事項
- 居室（個室）には、ベッド・タンス・エアコン・洗面台等を完備しております。
- 共同生活室の共同スペースは自由に利用していただけます。
- ユニットに浴槽（共有）を完備しております。

５．職員の配置状況

当施設では、利用者に対してユニット型短期入所生活介護サービス（予防含む）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※併設本体にある特別養護老人ホームぶどう畑の同職を兼務

職種	職員配置	指定基準
１．管理者	１名	１名
２．介護職員	必要数	利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上
３．看護職員		
４．生活相談員	１名	１名
５．介護支援専門員	１名（生活相談員が兼務）	本体とあわせ１名
６．栄養士	兼務１名（管理栄養士）	併設他事務所兼務可

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
１．介護職員	日勤　6:30～22:00　１名以上（非常勤含む・シフト勤務） 夜勤　22:00～6:30　１名
２．看護職員	日勤　8:30～17:30　１名以上（シフト勤務）
３．生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員 8:30～17:30　１名
４．介護支援専門員	生活相談員が兼務します。
５．管理栄養士	標準的な時間帯における最低配置人員 8:30～17:30　１名

☆ 土日は上記と異なります。
☆ 生活相談員・介護支援専門員・管理栄養士に関しては、祝日、12/29～1/3 までは除きます。

６．緊急時の対応

○身体状況急変時

当施設では、医師は常駐しておらず、看護職員も日中しかおりません。利用期間中に利用者の容態に変化があった場合は、利用者の主治医に連絡する、救急車の手配をする等必要な処置を講ずるほか、家族へ速やかに連絡いたします。

○事故発生時

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やか利用者の家族、居宅支援事業者、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○災害時

定期的に避難訓練を行い、災害時に備えております。近隣の甲州市消防署と連携をとり非常時に対応しています。

防火管理者　･･･　米倉政勝

７．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合などがあります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

次のサービスについては、食費、居住費（滞在費）を除き、各利用者の介護負担割合証記載の割合に応じた額が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 居室の提供

・ ユニット型全室個室となっており、個室を提供いたします。

② 食事

・ 当施設では、管理栄養士の作成する献立表により、栄養並びに利用者の身体の情況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。

・ 利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。希望があれば自室での食事も可能です。

（食事時間）※あくまでも目安の時間です。利用者個別のペースに合わせて希望の時間に提供させていただきます。ただし、食物ですので大幅な時間延滞が生じた場合は、廃棄させていただく場合があります。

朝食：7:30～9:30　　昼食：11:30～13:30　　夕食：17:30～19:30

③ 入浴

・ 入浴又は清拭を週２回行います。

・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

・ ウォシュレット付トイレを完備しています。

⑤ 健康管理

・ 看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

・ 寝たきり防止のため、医師より制限のある方以外はできるかぎり離床に配慮します。

・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦ 送迎

・ 利用者の心身の状態、家庭の事情等からみて送迎を必要と認めた場合、その家庭と巨峰との間の送迎を行います。

○ 送迎実施日　･･･　月曜日～金曜日
（土曜日・日曜日・祝日・１２/２９～１/３は休みとなります。）

○ 時間帯　　･･･　９：３０～１６：３０

○ 送迎エリア　･･･　甲州市・笛吹市・山梨市（施設から５ｋｍ圏内）
エリア以外の送迎に関しては、相談の上、対応いたします。

※ 送迎者の都合により、要望にお応えできない場合があります。

〈サービス利用料金（1 日あたり）〉
別表の料金表によって、利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担）を支払っていただきます。
（サービス利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）
〈加算用件について〉
利用者の要望及び状態により、療養食、サービス提供体制加算、看護体制等の対応をいたします。但し、これらの対応に関しましては別途費用を申し受けます。
☆加算要素の自己負担額
・療養食加算　　１日　２３円
・送迎加算（片道）　　１回１８４円
・その他の加算につきましては別表の料金表をご確認ください。
※　別途、利用単位に当該年度算定の介護職員処遇改善加算による加算率を乗じた額が加算されます。
※　上記加算は、１単位を地域区分単価１０．００円で計算します。
※　介護報酬改正及び、当施設におけるサービス提供体制の変更により、利用料金（自己負担額）が変更になる場合があります。
〈特定入所者介護サービス〉
（段階区分で１～３の方は、以下の表のとおり自己負担額が軽減されます。）
※下記の負担軽減制度を利用できるのは、介護保険負担限度額認定証を交付されている方です。
※認定証をお持ちの方は、利用時に提示してください。

区分	食　費	滞在費（居室料）
利用者負担　第１段階	３００円	８８０円
利用者負担　第２段階	３９０円	８８０円
利用者負担　第３段階	①　１０３０円	１３７０円
	②　１３６０円	１４７０円
利用者負担　第４段階	１６４０円	２０７０円

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦支払っていただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
☆ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村が発行する『社会福祉法人等による利用者負担減免確認証』を持っている利用者は負担額が軽減されます。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス
以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。詳細は別紙「介護保険の給付とならないサービス料金表」のとおりです。

〈サービスの概要と利用料金〉
① 食費
食費（一般）　　1 日 1640 円を朝食 460 円、昼食 640 円、夕食 540 円、おやつ 120 円に分割し、利用された実績（１食単位）で計算し、料金をいただきます。
※減額該当者は保険者より発行される介護保険負担限度額認定証の範囲で減額されます。

②居住費（滞在費）

当施設はユニット型特別養護老人ホームとして基準を満たしております。つきましては居住費といたしまして別途費用の負担をしていただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額の負担となります。

③特別な食事（酒類を含みます）

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④理髪・美容

［理容・美容サービス］

希望により、理容師・美容師の出張による理髪他サービス（調髪・顔剃り）を利用していただけます。

理容料金：１８００円～２５００円　　美容料金：２０００円～５０００円

⑤レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等が生じた場合、実費をいただきます。

⑦複写物の交付（サービス提供記録の閲覧）

利用者またはその家族は、サービス提供についての記録（介護、看護等）をいつでも閲覧できます。希望がありましたら、担当職員までお申し出下さい。また、複写物を必要とする場合には実費を負担していただきます。

１枚につき：１０円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活にかかる費用で利用者に負担していただくものがあります。

※ 要望に応じ対応させていただき、実費を徴収させていただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

⑨居室に持ち込まれる電化製品の電気代

居室にテレビ、冷蔵庫、加湿器、扇風機、電気毛布等を持ち込まれる場合、下記の通り電気代を負担していただきます。

料金：電化製品１台につき１日３７円

※ 火災等の恐れのある製品については持ち込みできません。

※ 税込みの金額となります。

※ テレビ持ち込み使用には視聴料金（CATV）がかかります。

⑩消耗品代（処置）

医療処置が継続で必要であり、物品の持参が無かった場合。

料金：実費を徴収させていただきます。

(3)利用料金のお支払い方法

前記（1)、(2）の料金・費用は月ごとの利用料金の合計金額を支払っていただきます。

○支払い方法･･･指定口座からの自動振替となります。

９．苦情の受付について

⑴当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口　：　米倉政勝（総務）
京島由加里（生活相談員兼介護支援専門員）
０５５３－４４－６５００

○ 受付時間　　：　毎週月曜日～金曜日　午前９時００分～午後５時００分
（ただし、１２月２９日から１月３日と祝祭日は除きます。）

○ 苦情解決責任者：　施設長　小倉　良二

なお、苦情の受付窓口は受付担当者となります。また第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は苦情解決を円滑に図るため、双方への助言や話し合いへの立会いなども致します。苦情解決責任者は、苦情の申し出人と話し合いによって円滑解決に努めます。

・ 第三者委員は２名の方を委嘱しています。

⑵行政機関その他苦情受付機関

甲州市介護支援課 介護保険担当	山梨県甲州市塩山上於曽１０８５番地１ ０５５３－３２－５０６６
各市町村 介護保険担当	各介護保険者（市町村）の苦情相談窓口
地域包括支援センター	山梨県甲州市塩山上於曽１０８５番地１ ０５５３－３２－５６００
山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談	甲府市蓬沢１丁目１５番３５号 ０５５－２３３－９２０１

＜重要事項説明書付属文書＞

１．事業所の概要

⑴ 建物の構造　　：　鉄骨造２階建
⑵ 建物の延べ床面積　：　１９１９．３１㎡
⑶ 交通機関　　：　ＪＲ中央線「塩山駅」より車１０分
ＪＲ中央線「勝沼駅」より車５分

２．職員の配置状況

介護職員　・・・　利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。３名の利用者に対して１名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・　利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
１名の生活相談員を配置しています。

看護職員　・・・　主に利用者の健康管理者療養上のケアを行いますが、日常生活上介護、介助等も行います。１名の看護職員を配置しています。

介護支援専門員・・・　利用者に係る施設サービス計画書（ケアプラン）を作成します。１名の介護支援専門員を配置しています。（生活相談員兼務）

管理栄養士・・・　利用者の栄養管理・献立作成を行います。１名の管理栄養士を配置しています。（併設事業所兼務）

３．契約締結からサービス提供までの流れ

(1)利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

① 当事業所の担当者に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

② その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

↓

③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、利用者及び家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

↓ ↑

④ 施設サービス計画が変更された場合には、利用者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

※ 緊急の利用者や、短期間の利用等の場合に、短期入所生活介護計画を作成できない場合があります。

(2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

①要介護認定を受けている場合

○居宅介護支援事業者・地域包括支援センターの紹介等必要な援助を行います。
○短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額支払っていただきます。（償還払い）

↓

居宅介護サービス計画（ケアプランの作成）

↓

○作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）を支払っていただきます。

②要介護認定を受けていない場合

○要介護認定の申請に必要な支援を行います。
○短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービス提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額支払っていただきます。（償還払い）

↓

要支援、要介護と認定された場合

↓

○居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて居宅支援事業者・地域包括センターの紹介等必要な支援を行います。

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

自立と認定された場合

↓

○契約は終了します。
○既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

○作成された居宅サービス計画に疽って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）を支払っていただきます。

４．サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①利用者の生命、身体の安全・確保に配慮します。
②利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
③消防法などの規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
④利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前までに、要介護認定の更新のために必要な援助を行います。
⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧を求め、必要な場合は複写物を交付します。ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
⑥利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載し、家族の同意の上、事実を明確にし、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、利用者の同意を得ます。

５．施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を遵守して下さい。

(1)持ち込みの制限

品物により、持ち込み制限をさせていただく場合があります。

(2)訪問（面会）

訪問時間：９：３０～１７：００
※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。
※なお、来訪される場合は、布教活動や政治活動、営利活動は遠慮して下さい。
※食べ物等の持ち込みは必ず職員に相談して下さい。

(3)外出、外泊

外出をされる場合は事前に届け出て下さい。また、緊急連絡先なども知らせておいて下さい。

(4)食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る料金」はいただきません。当日の申し出に関しては所定の料金をいただきます。

(5)喫煙

施設内での喫煙はできません。

(6)施設、設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生面等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

６．損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に損害が生じた場合は、速やかに利用者身元引受人に対して連絡し、行政担当に報告致します。また、「介護事故防止委員会」において原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。原因が施設にある場合、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者身元引受人と協議致します。

７．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から６箇月間としていますが、契約期間満了の２日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業者との契約は終了します。

① 利用者が死亡した場合
② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④ 施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ 利用者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外のサービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 利用者が入院された場合
③ 利用者の「居宅サービス計画書（ケアプラン)」が変更された場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけられた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① 伝染病疾患が発病した場合
② 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項については、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
③ 利用者による、サービス利用料金の支払いが3箇月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
④ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
⑤ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、利用者の重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
⑥ 利用者が3箇月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑦ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。